

特別徴収事務

特別徴収とは

給与の支払者（特別徴収義務者）が、給与所得者（納税義務者）の町民税・県民税を毎月の給与から徴収し、その翌月 10 日迄に市区町村に納入する制度をいいます。**平成 27 年度から愛媛県内全市町において、特別徴収が完全実施されています。ご理解、ご協力をお願いします。**

また、特別徴収の期間は、6 月から 5 月迄となります。

特別徴収税額の通知

特別徴収義務者に「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」を送付いたします。

各納税義務者には、「納税義務者用」を閉じたまま 5 月 31 日迄にお渡しください。

退職・転勤等により配布が出来ない場合は、返送と同時に「給与所得者異動届出書」（綴込）を提出してください。

特別徴収税額の徴収

特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）に記載されている各納税義務者の「月割額」を、給与から徴収してください。

特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知後に、税額が変更になった場合は「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、「変更後の月割額」で徴収してください。

納税義務者用は、納税義務者にお渡しください。

変更後の納入書は、新たに送付いたします。（私製の納入書及び銀行の納入事務代行を利用されている事業所等には送付しません。）

納税義務者が退職その他異動したとき

納税義務者が退職・転勤等した場合は、異動した月の翌月 10 日迄に「給与所得者異動届出書」（綴込）を必ず提出してください。

- ※ 給与支払報告書提出後、4 月中の退職等異動の場合は、早急に「給与所得者異動届出書」（綴込）を提出してください。
- ※ 現年度と次年度の町民税・県民税課税市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に「給与所得者異動届出書」（綴込）を提出してください。

1 一括徴収

退職等により特別徴収できなくなった未徴収税額の徴収は、未徴収税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合、次の区分により一括徴収となります。

退職日	未徴収税額の徴収方法
6 月 1 日から 12 月 31 日	納税義務者からの一括徴収の申出が必要
翌年の 1 月 1 日から 4 月 30 日	納税義務者からの申出の有無にかかわらず一括徴収

- ※ 一括徴収の制度は、給与所得者の方が退職されたときの納税の便宜を考えて設けられたものです。制度の趣旨を十分ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ※ 死亡による退職の場合は一括徴収できません。普通徴収への切り替えとなりますのでご注意ください。

2 普通徴収への切替

一括徴収以外の場合は普通徴収の方法により、後日役場から送付する納税通知書により、納税義務者個人で納付していただくことになります。

なお、未徴収税額の納付は、普通徴収の納期が6月・8月・10月・1月の年4回のため、納税通知書の発送日により4回、3回、2回又は1回のいずれかになります。

3 特別徴収継続

新しい給与支払者（勤務先）で引き続き特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に月割額及び徴収開始月を連絡してください。

「給与所得者異動届出書」（綴込）は、新しい勤務先へ回送せず、特別徴収継続欄まで記入し、砥部町へ直接送付してください。

普通徴収から特別徴収への切替

「特別徴収切替届出書」（綴込）を提出してください。切替届出書には特徴開始月、普通徴収の納付状況を必ず記載してください。

特別徴収義務者の所在地・名称の変更

特別徴収義務者の所在地・名称に変更のあった場合は、速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（綴込）を提出してください。

納税義務者が転居したとき

町民税・県民税は1月1日現在の所在地で課税されます。砥部町で課税した納税義務者がその後町外に転居しても、その年度の納税は全て砥部町で行われます。

※ 転居による異動届出は不要です。

特別徴収税額の納入と納期限

納税義務者から徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日迄（休日及び金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日）に、金融機関等で納入してください。

特別徴収税額の延滞金

特別徴収義務者が納期限までに納入しなかった場合は、納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ延滞金を加算して納入することになります。

- ◎ 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
・・・特例基準割合※に1%を加算した割合
 - ◎ その後の期間
・・・特例基準割合※に7.3%を加算した割合
- ※ 特例基準割合
国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

- * 計算された基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは端数を切り捨て、税額の全額が2,000円未満であるときは全額を切り捨てます。
- * 算出された延滞金に100円未満の端数があるときは切り捨て、延滞金が1,000円未満であるときは全額を切り捨てます。

特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所等には、『特別徴収税額の納期の特例』制度があります。

毎月徴収した税額を年2回まとめて納入するものです。

お手続きについては、「戸籍税務課町民税係」にお問い合わせください。

退職手当等に対する町民税・県民税の徴収及び納入方法について

1 徴収手続き

退職者に退職手当等を支払う場合は、所得税の源泉徴収と同様に町民税・県民税の所得割額を計算し、退職手当等の支払額から差し引いて、月割額とあわせて納入してください。

納入先は、退職した年の1月1日現在の住所地の市区町村です。

なお、税額の算出については「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」をご参照ください。

事業所等がない場合、「戸籍税務課町民税係」にご連絡いただければ送付します。

なお、砥部町ホームページにおいても徴収及び納入方法についての項目を設けています。そちらもご参照ください。

2 納入方法

特別徴収した退職手当等に対する市民税・県民税は、徴収した月の翌月10日までに、金融機関等に納入してください。

納入書には「納入金額」の「退職所得分」欄に金額を記入し、裏面の納入申告書に必ず所要事項を記入してください。

納入申告書については、同様の内容が確認できる「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」等の提出でも構いません。

取扱金融機関等

(1) 砥部町指定金融機関

■ えひめ中央農業協同組合

(2) 砥部町指定代理金融機関

■ 伊予銀行（日本国内本支店） ■ 愛媛銀行（日本国内本支店）

■ 愛媛信用金庫

(3) 砥部町収納代理金融機関

■ ゆうちょ銀行（四国内支店） ■ 郵便局（四国内）

※ 四国外に所在の支店・郵便局をご利用の場合は、初回納付時に綴込の『指定通知書』を各支店・郵便局へ提出してください。

納入書の取り扱い

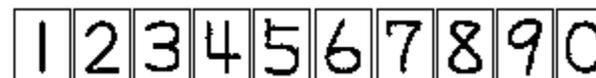
特別徴収の納入書は、OCR（光学文字読取装置）により、数字を読み取りますので次の点に留意してください。

- 1 納入税額に変更がない場合は、納入書に税額が記載されていますので何も記入しないでください。
- 2 納入税額に変更がある場合は、変更後の税額を記入してください。
- 3 年度途中で税額に変更が生じた場合、納入書は新たに送付します。
- 4 3月末日現在、私製の納入書及び銀行の納入事務代行を利用されている事業所等には、納入書を送付していません。使用される場合は、「戸籍税務課町民税係」にご連絡いただければ送付します。

《納入書記入上の留意点》

- 1 記入数字は、次のように記入してください。

○ 字体例



○ 黒のボールペン又はペンで記入してください。

○ 数字等は枠から出ないようにしてください。

○ ￥等は記入しないでください。